

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県教育委員会教育長から平成28年3月25日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成28年7月12日

山形県監査委員 森 田 廣
山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
山形県監査委員 会 田 稔 夫
山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
村山産業高等学校	契約の締結が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善した。